

ST マーク使用許諾契約者各位

平成 23 年 8 月 4 日
日本玩具協会

平成22年1月1日より施行となっている、玩具安全基準書 追補1及び追補2の運用につきまして、下記のとおり連絡します。

1. 小部品に係る注意表示義務の徹底について

S T基準第1部「追補1」に、対象年齢3歳以上の玩具本体及びその取外し可能な部品について、それが小部品である場合又は（落下試験の結果）小部品が分離する場合については、次の注意文を表示することが義務付けられています。（「追補1」3. 関連する要求事項（注意表示））

【注意表示の例】

「小さな部品があります。口の中に絶対に入れてください。窒息などの危険があります。」

「誤飲の危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対与えないでください。」

なお、上記の2つの文例は、両方とも表示することが必要です。

しかし、ST申請の際に、上記の文例のうちどちらか1文しか記載されておらず、表示の不備・不完全な事例が、依然、見受けられます。（特に「追補1」の施行以前にST取得した商品が「更新」検査をするケースについて、当該注意表示が抜けている事例が見受けられます。）

この注意表示が不十分な場合は、ST検査は「不合格」判定となりますのでご注意ください。

2. 「磁石」使用有無の申告について

「磁石」を使用している玩具については、S T基準第1部「追補2」の要求事項への適合性検査が必要となっています。

しかし、商品の形態によっては磁石があることが分からず、検査機関では磁石の検査を行わないままST検査結果を判定するおそれがあります。

つきましては今後、STマーク検査申請者におかれましては、（オンライン申請か書面申請かを問わず）ST申請書の「備考欄」に、ST申請玩具における磁石使用の有無について、必ず記録を残して頂きますようお願いいたします。

（磁石の使用がない場合には、その旨のご記入をお願いします。）

（問合せ先）

何かございましたら、当協会事務局（山口・中田・小林 TEL03-3829-2513）まで問合せ下さい。